

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

鯖江市長 様

申請者 住所  
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 氏名  
 （法人にあつては、名称および代表者の氏名）  
 電話番号

屋外広告物等変更（改造）許可（確認）申請書

福井県屋外広告物条例第12条の規定により、屋外広告物等の変更（改造）の許可（確認）を次のとおり申請します。

変更または改造の内容				
広告物の種別		<input type="checkbox"/> 自家用広告物 <input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> 一般広告物		
広告物の合計面積		変更（改造）後の合計面積                      m <sup>2</sup>		
既許可（確認）の年月日および番号		年 月 日                      第 号		
広告物等 管理者	住所	（〒      —      ）                      電話番号		
	氏名			
	資格			
	勤務先	名称 所在地 電話番号		
工事 施工者	住所（所在地）	（〒      —      ）                      電話番号		
	氏名（名称）			
	登録番号	福井県 屋外広告業登録 第                      号		
工事着手・完成（予定）日		着手      年 月 日 / 完成      年 月 日		
表示または設置の期間		年 月 日から      年 月 日まで		
他法令の 許可等	道路法の占用許可	要・不要	建築基準法の工作物確認	要・不要
	自然公園法の許可	要・不要	文化財保護法の許可	要・不要
	景観条例の届出	要・不要	都市計画法の地区計画の届出	要・不要
	その他法令の許可等	要・不要（法令名                      ）		

- 注 1 広告物等の法的な責任者および義務者である広告主が申請してください。  
 2 □には該当するものに☑印を記入してください。  
 3 変更（改造）前の広告物等の内訳や変更（改造）後の広告物等の内訳などを別紙に記入してください。

## 1 変更（改造）前の広告物等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	下地の彩度	照明の有無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無

## 2 変更（改造）後の広告物等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	下地の彩度	照明の有無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無
				m <sup>2</sup>	m	m	m <sup>2</sup>		有・無

## 備考

- 1 種別は自家用、案内、一般のいずれかを記入してください。
- 2 種類は屋上広告、壁面広告、突出広告、広告板、広告塔、電柱広告（突出）、電柱広告（巻付け）、広告幕、はり紙、はり札、立看板、のぼり、気球広告、移動広告、ぼんぼり、あんどん、その他のうち該当するものを記入してください。
- 3 広告物の高さは、広告板、広告塔、はり札、立看板、のぼりについては地面から上端までの高さ、屋上広告は取付場所から上端までの高さを記入してください。
- 4 建物の高さは、屋上広告について地上から取付場所までの高さを記入してください。
- 5 壁面広告について、表示面積は広告物等を取り付ける1つの壁面ごとの面積を記入し、壁面の面積は広告物等を取り付ける1つの壁面の面積を記入してください。
- 6 下地の彩度は、日本産業規格Z 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する値（以下「マンセル値」という。）を記入してください。
- 7 条例第2条第1項第13号に掲げる禁止地域等において案内広告物への変更（改造）の許可を申請する場合に、交通事情その他の事情から最短経路接続地点以外の地点を基準として当該案内広告物の表示または設置の許可を申請するときは、最短経路接続地点を基準とすることが適当でないことを説明する書面を添付してください。
- 8 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加してください。

## 3 住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計（禁止地域等）

表示面積の合計		
自家用広告物	自家用広告物以外	合計
( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

## 備考

- 1 禁止地域等に表示または設置されている場合に記入してください。
- 2 広告物等の変更（改造）により、表示面積の変更があった場合、上段に変更（改造）前の表示面積を、下段に変更（改造）後の表示面積を記入してください。